

福井県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項および第4項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和4年1月11日

福井県監査委員	笹岡一彦
同	西畑知佐代
同	江川権一
同	伊藤和弘

地方自治法第199条第1項（財務監査）の規定による定期監査の結果および意見

第1 監査の概要

県の機関における財務に関する事務の執行について、福井県監査委員監査基準（令和2年福井県監査委員告示第5号）に準拠し、定期監査を実施した。

1 公表の対象機関

今回公表の対象とするのは、令和3年7月から8月までの間に定期監査を実施したもののうち、普通会計および公営企業会計に係る116機関である。

2 監査の着眼点および重点

監査は、財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理について、適正かつ効率的に執行されているかを主な着眼点とし、次の事項に重点を置いて実施した。

- (1) 現金等の取扱いについて
- (2) 内部統制制度の整備および運用状況について
- (3) 重要物品の管理および活用状況について

3 監査の実施内容

対象機関116のうち、111機関については実地監査を、5機関については書面監査を実施した。

	対象機関	本 庁	出先機関	計	計	
					実地監査	書面監査
普通会計	知 事 部 局	6 5	0	6 5	6 0	5
	会 計 局	3	0	3	3	0
	教 育 委 員 会	6	0	6	6	0
	各 種 委 員 会	3	0	3	3	0
	公 安 委 員 会	3 4	0	3 4	3 4	0
	議 会 局	1	0	1	1	0
公営企業 会 計	病 院 事 業	1	1	2	2	0
	公 営 企 業	2	0	2	2	0
	計	1 1 5	1	1 1 6	1 1 1	5

(1) 実地監査について

対象機関から資料の提出を求め、事務局職員が調査した結果に基づき、監査委員が対象機関の関係者から説明を求めて実施した。

なお、議員のうちから選任される監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により、議会局の監査のうち政務活動費に係る監査に加わらなかった。

(2) 書面監査について

対象機関から資料の提出を求め、事務局職員が調査した結果に基づき、監査委員が書面により実施した。

なお、書面監査の実施年月日は、監査委員が書面により実施した日とした。

## 第2 監査の結果

### 1 概要

監査を実施した結果、是正または改善を要する事項は132件であった。なお、勧告に該当する事項はなかった。

区 分	指摘事項	指導事項	計
予算関係	0 件	0 件	0 件
収入関係	1	11	12
支出関係	1	35	36
契約関係	1	27	28
工事関係	0	2	2
財産管理関係	9	35	44
その他	0	10	10
合 計	12	120	132

(注) 内部統制制度の運用に係るものを除く

※監査結果の処理区分については、次のとおりである。

#### 《勧告》

次に該当するもので監査委員が特に必要と認めるもの

- ・ 違法または不当な事項で、誤りの程度が重大なものまたは経済性に欠けるもの
- ・ 故意または過失が原因となっているもの

#### 《指摘事項》

- ・ 違法または不当な事項で、誤りの程度が重大なものまたは経済性に欠けるもの
- ・ 故意または過失が原因となっているもの

#### 《指導事項》

- ・ 指摘事項にまでは至らないが、適正を欠くもの

### 2 部局別の実施状況

#### (1) 普通会計

##### ア 総務部

##### (ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
知事公室秘書課	3. 8. 20	人事課	3. 8. 20
知事公室広報広聴課	3. 8. 20	財産活用課	3. 8. 20
財政課	3. 8. 20	情報公開・法制課	3. 8. 20
税務課	3. 8. 20	大学私学課	3. 8. 20

##### (イ) 結果

a 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。

##### ・ 収入関係

昨年度に引き続き、現金領収した公文書公開手数料、公文書複写料について、指定金融機関への払込みが遅れているものがあった。

(情報公開・法制課)

##### ・ 財産管理関係

公用車の事故（物損1件）および損傷により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。

(損害賠償額 193,319円、修繕費 61,090円、969,449円)

(知事公室広報広聴課)

b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

イ 地域戦略部

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
未来戦略課	3. 8. 11	新幹線建設推進課	3. 8. 11
市町協働課	3. 8. 11	並行在来線課	3. 8. 11
県民活躍課	3. 8. 11	交通まちづくり課	3. 8. 11
電源地域振興課	3. 8. 11	統計情報課	3. 8. 11

(イ) 結果

- a 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。
- ・ 契約関係
 

委託契約において、事業内容に変更があったにもかかわらず、変更契約書を締結していないものがあった。(県民活躍課)
- b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

ウ 交流文化部

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
政策推進グループ	3. 7. 28	新幹線開業課	3. 7. 28
ブランド課	3. 7. 28	文化・スポーツ局 文化課	3. 7. 28
定住交流課	3. 7. 28	文化・スポーツ局 スポーツ課	3. 7. 28
観光誘客課	3. 7. 28		

(イ) 結果

- a 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。
- ・ 財産管理関係
 

地下駐車システムおよび公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。  
(修繕費 997,392円) (文化課)
- b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

エ 安全環境部

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
政策推進グループ	3. 7. 26	環境政策課	3. 7. 26
県民安全課	3. 7. 26	循環社会推進課	3. 7. 26
危機対策・防災課	3. 7. 26	自然環境課	3. 7. 26
原子力安全対策課	3. 7. 26		

(イ) 結果

- a 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。
- ・ 財産管理関係
 

公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。  
(修繕費 274,835円) (県民安全課)  
(修繕費 128,994円、73,854円) (自然環境課)

- b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

オ 健康福祉部

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
政策推進グループ	3. 7. 30	子ども家庭課	3. 7. 30
地域福祉課	3. 7. 29	地域医療課	3. 7. 29
長寿福祉課	3. 7. 29	保健予防課	3. 7. 30
健康政策課	3. 7. 29	医薬食品・衛生課	3. 7. 29
障がい福祉課	3. 7. 29		

(イ) 結果

- a 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。
- ・ 支出関係  
扶助費の支払金額を誤り、後日返納しているものがあった。  
(子ども家庭課)
- b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

カ 産業労働部

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
産業政策課	3. 8. 3	創業・経営課	3. 8. 3
国際経済課	3. 8. 3	産業技術課	3. 8. 3
企業誘致課	3. 8. 3	労働政策課	3. 8. 3

(イ) 結果

- a 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。
- ・ 財産管理関係  
公用車の事故（物損1件）により、損害賠償金の支払が発生していた。  
(損害賠償額 101,471円) (創業・経営課)
- b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

キ 農林水産部

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
政策推進グループ	3. 8. 5	農村振興課	3. 8. 5
流通販売課	3. 8. 5	水産課	3. 8. 5
福井米戦略課	3. 8. 5	県産材活用課	3. 8. 5
園芸振興課	3. 8. 5	森づくり課	3. 8. 5
中山間農業・畜産課	3. 8. 5		

(イ) 結果

- a 指摘事項はなかった。
- b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

ク 土木部

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
政策推進グループ	3. 8. 18	砂防防災課	3. 8. 18
土木管理課	3. 8. 18	港湾空港課	3. 8. 18
道路建設課	3. 8. 18	都市計画課	3. 8. 18
高規格道路課	3. 8. 18	建築住宅課	3. 8. 18
道路保全課	3. 8. 18	公共建築課	3. 8. 18
河川課	3. 8. 18		

(イ) 結果

- a 指摘事項はなかった。
- b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

ケ 会計局

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
審査指導課	3. 8. 19	工事検査課	3. 8. 19
会計課	3. 8. 19		

(イ) 結果

- a 指摘事項はなかった。
- b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

コ 教育委員会

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
教育政策課	3. 7. 21	義務教育課	3. 7. 21
教職員課	3. 7. 21	生涯学習・文化財課	3. 7. 21
高校教育課	3. 7. 21	保健体育課	3. 7. 21

(イ) 結果

- a 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。
  - ・ 財産管理関係  
不注意によりパソコンを損傷し、修繕費の支払が発生していた。  
(修繕費156,200円) (保健体育課)
- b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

サ 各種委員会

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
監査委員事務局	3. 7. 16	労働委員会事務局	3. 7. 16
人事委員会事務局	3. 7. 16		

(イ) 結果

概ね適正に執行されていた。

シ 公安委員会

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
総務課	3. 8. 6	捜査第二課	3. 8. 6
県民サポート課	3. 8. 6	組織犯罪対策課	3. 8. 6
警務課	3. 8. 6	鑑識課	3. 8. 6
教養課	3. 8. 6	科学捜査研究所	3. 8. 6
会計課	3. 8. 6	機動捜査隊	3. 8. 6
厚生課	3. 8. 6	交通企画課	3. 8. 6
監察課	3. 8. 6	交通指導課	3. 8. 6
留置管理課	3. 8. 6	交通規制課	3. 8. 6
情報管理課	3. 8. 6	運転免許課	3. 8. 6
生活安全企画課	3. 8. 6	交通機動隊	3. 8. 6
地域課	3. 8. 6	高速道路交通警察隊	3. 8. 6
通信指令課	3. 8. 6	公安課	3. 8. 6
少年女性安全課	3. 8. 6	警備課	3. 8. 6
生活環境課	3. 8. 6	警衛警護対策課	3. 8. 6
自動車警ら隊	3. 8. 6	機動隊	3. 8. 6
刑事企画課	3. 8. 6	原子力施設警備隊	3. 8. 6
捜査第一課	3. 8. 6	警察学校	3. 8. 6

(イ) 結果

- a 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。
- ・ 財産管理関係
    - 公用車の事故（物損2件）により、修繕費の支払が発生していた。  
 （修繕費 159,357円）（自動車警ら隊）  
 （修繕費 173,640円）（機動隊）
    - 公用車の事故（人身1件）により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。  
 （損害賠償額 1,296,579円、修繕費 54,736円）  
 （機動捜査隊）
- b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

ス 議会局

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日
議会局	3. 8. 19

(イ) 結果

- a 指摘事項はなかった。
- b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

(2) 公営企業会計

ア 病院事業

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
県立病院	3. 7. 30	長寿福祉課 (病院事業会計)	3. 7. 19

(イ) 結果

- a 指摘事項はなかった。
- b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

イ 公営企業

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
公営企業課	3. 7. 19	河川課 (流域下水道事業会計)	3. 7. 19

(イ) 結果

- a 指摘事項はなかった。
- b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

3 指導事項

改善を求めた指導事項の主なものは、次のとおりである。

(1) 収入関係

- ア 寄附金の受入れについて、決裁区分が誤っているものがあつた。
- イ 国庫補助金の調定が遅れているものがあつた。

(2) 支出関係

- ア 補助金について、交付申請書に添付を必要としている県税の滞納がないことを証する書類の証明日より前に交付決定を行っているものがあつた。
- イ 補助金について、国の額の確定前に県の額の確定を行っているものがあつた。

(3) 契約関係

- ア 委託契約において、契約書に収入印紙を貼付させていないものがあつた。
- イ 一括して発注すべきところ、分割して発注しているものがあつた。
- ウ 委託契約において、契約保証金受領前に契約を締結しているものがあつた。
- エ 業務委託契約において、契約履行実績により契約保証金を免除していたが、過去2年間の同種同規模のものとなっていないものがあつた。

(4) 工事関係

中間前払金について、工事請負契約約款により請求を受けた日から14日以内に支払うべきところ、遅れているものがあつた。

(5) 財産管理関係

新たに取得した備品について、備品台帳への登記が遅れているものや、金額を誤っているものがあつた。

(6) その他

印刷を誤り、訂正シール代が発生しているものがあつた。



#### 4 重点事項の監査結果

令和3年度普通会計（本庁）および公営企業会計における重点事項の監査結果は、次のとおりである。

##### （1）現金等の取扱いについて

- ア 郵便切手類について、出納簿への登記を適正に行っていないものがあった。
- イ 現金領収した手数料他について、指定金融機関への払込みが遅れているものがあった。

##### （2）内部統制制度の整備および運用状況について

- ア リスクの選定は適切に行われていた。
- イ 自己点検表について、所属において適と評価していたものの監査の結果不適とすべきものが見受けられた。

##### （3）重要物品の管理および活用状況について

- ア 現物と備品台帳が相違しているものがあった。
- イ 廃棄済の備品について、備品台帳へ廃棄の登記が遅れているものがあった。

### 第3 監査の意見

令和3年度普通会計（本庁）および公営企業会計における監査の結果について、次のとおり意見を付す。

- 1 契約事務、支出事務、財産管理事務を中心に、軽微な誤りや基本的な手続に不備が多数見受けられた。原因を把握した上で実効性のある再発防止策を講じるとともに、職員相互による内部チェックが十分に働くよう、内部統制の充実強化を図られたい。
- 2 税外未収金については、「税外未収入金縮減対策会議」を中心に発生の未然防止や縮減対策を進めるとともに、回収困難案件への対応方法等について、「債権回収アドバイザー」による相談制度の積極的な活用を図られたい。  
また、債権の回収を一括して民間や外部専門家に委託するなど、より効率的、効果的な債権管理について検討されたい。
- 3 領収後の現金について金融機関への払込みが遅れていたものや現金同等物とされる郵便切手類について出納簿への登記が適正でないものが見受けられた。これらは、紛失や盗難等につながる可能性があることから、その重要性を認識し、複数職員による確認を徹底するなど、慎重かつ確実に取り扱われたい。
- 4 地方公共団体の契約は一般競争入札が原則であり、随意契約は例外であることを認識し、業務内容および範囲を精査して競争性の確保に努められたい。  
特に、機器やシステム等の保守・点検業務においては、相手方が固定化する傾向がみられるが、特命随意契約においては見積価格等の妥当性について競争を通じた検証ができないことから、より慎重かつ厳正に取り扱われたい。
- 5 公用車による交通事故については、県側の過失割合が大きいものや不注意による自損事故が依然として多く、県が負担する修繕等に係る支出は多額となっている。県は交通安全を推進する立場であることを十分に認識し、職員一人ひとりが安全運転に対する意識をさらに高めるとともに、事故の未然防止に向けた対策を強化されたい。